

沖縄漁業基金事業の概要

(平成 25 年度～令和 6 年度)

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

沖縄漁業基金事業の概要

1. 全体経緯

平成 25 年 4 月 10 日に署名が行われた公益財団法人交流協会と亞東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（通称：日台漁業取決め）により、日台間での有効な資源管理措置、操業ルールが合意されないまま、互いに相手国の漁船に自国法令を適用しない水域が設定され、国は、台湾漁船の占有により最も影響を受ける沖縄県漁業者の当該水域における安全操業や権益を確保し、水産物の安定的な供給を確保するため、台湾の漁業実態を把握し、有効な資源管理に資する取組として、本県漁業者の経営安定を図ることを目的に、平成 25 年 12 月 12 日の閣議において沖縄漁業基金（100 億円）の補正予算案を決定した。

2. 受入経緯

| 年月日 | 事 項 |
|-------------|---|
| H26. 01. 28 | 沖縄県漁業協同組合長会より沖縄漁業基金受入の要請書受領 |
| 〃 | 平成 25 年度第 4 回理事会 |
| | ・沖縄漁業基金の受入の件（決議） |
| | ・沖縄漁業基金事業創設の件（決議） |
| 02. 06 | 国会予算成立（平成 25 年度補正予算） |
| 〃 | 水産庁長官より平成 25 年度水産関係民間団体事業補助金の割当内示 |
| 〃 | 農林水産大臣へ平成 25 年度水産関係民間団体事業補助金交付申請書を提出 |
| 〃 | 農林水産大臣より平成 25 年度水産関係民間団体事業補助金の交付決定の通知 |
| 02. 07 | 農林水産大臣及び水産庁長官へ平成 25 年度水産関係民間団体事業補助金支払請求書を提出 |
| 02. 17 | 国より補助金 100 億円の入金 |
| 2. 18 | 農林水産大臣へ平成 25 年度水産関係民間団体事業補助金等造成完了報告書提出 |
| 2. 21 | 平成 25 年度第 5 回理事会 |
| | ・業務方法書の一部改正等について（決議） |
| | ・沖縄漁業基金の運用について（協議） |
| 2. 25 | 県知事が沖縄漁業基金事業創設に伴う事業内容の変更を認定 |
| 2. 28 | 農林水産大臣より平成 25 年度水産関係民間団体事業補助金の額の確定通知 |
| 3. 20 | 平成 25 年度第 1 回沖縄漁業基金事業検討委員会開催 |

3. 国庫補助金の推移

単位：円

| 補助金等名 | 交付元 | 事業費 | うち国庫補助金 | 備考 |
|-------------|-----|----------------|----------------|------------|
| 水産関係民間団体補助金 | 水産庁 | 10,000,000,000 | 10,000,000,000 | 平成25年度基金創設 |
| | | 1,750,000,000 | 1,750,000,000 | 平成29年度補正 |
| | | 1,750,000,000 | 1,750,000,000 | 平成30年度補正 |
| | | 2,000,000,000 | 2,000,000,000 | 令和元年度補正 |
| | | 3,000,000,000 | 3,000,000,000 | 令和2年度補正 |
| | | 2,000,000,000 | 2,000,000,000 | 令和3年度補正 |
| | | 1,500,000,000 | 1,500,000,000 | 令和4年度補正 |
| | | 1,500,000,000 | 1,500,000,000 | 令和5年度補正 |
| | | 2,500,000,000 | 2,500,000,000 | 令和6年度補正 |
| 合計 | | 26,000,000,000 | 26,000,000,000 | |

4. 交付した補助金等の推移

単位：円

| | 補助等の対象事業費 | 補助金等の交付額 |
|--------|----------------|----------------|
| 平成25年度 | 1,677,056 | 1,677,056 |
| 平成26年度 | 1,075,181,092 | 997,803,436 |
| 平成27年度 | 2,278,929,244 | 2,208,726,655 |
| 平成28年度 | 2,364,056,552 | 2,301,986,518 |
| 平成29年度 | 2,249,246,558 | 2,194,408,324 |
| 平成30年度 | 2,381,749,920 | 2,322,114,461 |
| 令和元年度 | 2,275,688,226 | 2,198,418,388 |
| 令和2年度 | 2,288,688,232 | 2,201,313,223 |
| 令和3年度 | 2,361,685,936 | 2,273,432,698 |
| 令和4年度 | 2,522,532,514 | 2,418,543,905 |
| 令和5年度 | 2,645,185,420 | 2,409,201,431 |
| 令和6年度 | 1,852,762,508 | 1,767,556,226 |
| 合計 | 24,297,383,258 | 23,295,182,321 |

5. 令和7年度に繰り越した基金残高

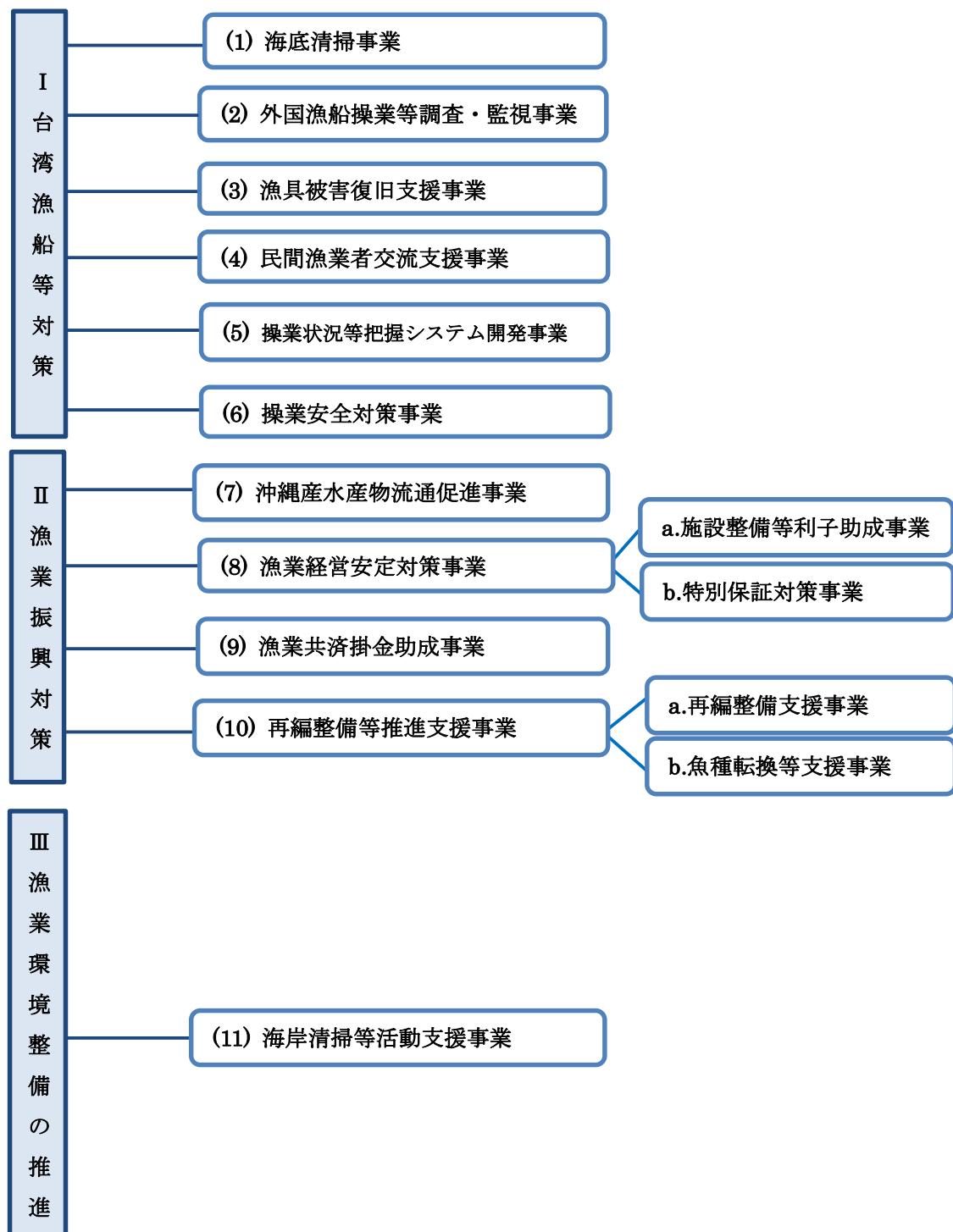
(1) 上記3の国庫補助金合計額 26,000,000,000 円

(2) 上記4の補助金等の交付額 ▲23,295,182,321 円

(3) H26～R6年度運用益 20,735,754 円

基金残高 (1) + (2) + (3) = 2,725,553,433 円

6. 事業の構成



7. 助成金等の交付実績（総括）

(1) 執行状況

単位：円

| 平成 25 年度当初 基金造成額 | 平成 25 年度～令和 6 年度 | | | 令和 6 年度末 基金残高 |
|---------------------|------------------|----------------|------------|------------------|
| | 追加補正 | 執行額 | 利息収入額 | |
| 10,000,000,000 | 16,000,000,000 | 23,295,182,321 | 20,735,754 | 2,725,553,433 |

(2) 交付実績

単位：円

| 事業区分 | 平成 25 年度～令和 6 年度 | | |
|-------------------|------------------|----------------|--|
| | 事業費 | 助成金額 | |
| 1 台湾漁船等対策 | 22,210,743,323 | 22,159,872,976 | |
| ア 海底清掃事業 | 24,503,424 | 24,503,424 | |
| イ 外国漁船操業等調査・監視事業 | 21,760,335,194 | 21,760,335,194 | |
| ウ 漁具被害復旧支援事業 | 8,015,795 | 7,605,108 | |
| エ 民間漁業者交流支援事業 | 47,724,895 | 47,724,895 | |
| オ 操業状況等把握システム開発事業 | 126,993,005 | 126,993,005 | |
| カ 操業安全対策事業 | 243,171,010 | 192,711,350 | |
| 2 漁業振興対策 | 1,749,901,648 | 798,571,058 | |
| ア 沖縄産水産物物流通促進事業 | 579,022,742 | 288,967,922 | |
| イ 漁業経営安定対策事業 | 321,451,397 | 321,451,397 | |
| (1) 施設整備等利子助成事業 | (233,066,985) | (233,066,985) | |
| (2) 特別保証対策事業 | (88,384,412) | (88,384,412) | |
| ウ 漁業共済掛金助成事業 | 849,427,509 | 188,151,739 | |
| エ 再編整備等推進事業 | 0 | 0 | |
| (1) 再編整備等支援事業 | 0 | 0 | |
| (2) 魚種転換等支援事業 | 0 | 0 | |
| 3 漁業環境整備の推進 | 14,543,014 | 14,543,014 | |
| ア 海岸清掃等活動支援事業 | 14,543,014 | 14,543,014 | |
| 事業費計（上記 1～3） | 23,975,187,985 | 22,972,987,048 | |
| 4 一般管理費 | 322,195,273 | 322,195,273 | |
| 合 計 | 24,297,383,258 | 23,295,182,321 | |

8. 事業の概要

I. 台湾漁船等対策

(1) 海底清掃事業

◆内 容：台湾漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収し、漁場機能の維持管理を行うために必要な取組に対し助成する。

◆事業の対象：漁業協同組合等

◆助成率：定額

(2) 外国漁船操業等調査・監視事業

◆内 容：外国漁船の操業状況調査・監視・外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に対して助成する。

◆事業の対象：漁業協同組合等

◆助成率：定額

(3) 漁具被害復旧支援事業

◆内 容：外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を現状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の購入、代替漁具等の整備等に対して助成する。

◆事業の対象：漁業協同組合等

◆助成率：定額・定率（1／2以内）

(4) 民間漁業者交流支援事業

◆内 容：日台漁業取り決め水域等における安全かつ秩序ある操業の維持・確保を図るため、日台等の漁業関係者が具体的な資源管理措置に対する認識を共有することを促進するとともに、台湾漁船等の操業実態を把握するため必要な活動に対して助成する。

◆事業の対象：沖縄県漁業協同組合連合会

◆補助率：定額

(5) 操業状況等把握システム開発事業

◆内 容：日台漁業取決め水域で操業する我が国漁船の操業状況等を把握するシステム開発・運用に必要な経費を助成する。

◆事業の対象：漁業協同組合等

◆助成率：定額

(6) 操業安全対策事業

- ◆内 容：日台漁業取り決め水域で操業する沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等に要する経費を定額で助成する。
- ◆事業の対象：漁業協同組合等
- ◆助成率：定額

II. 漁業振興対策

(7) 沖縄産水産物流通促進事業

- ◆内 容：沖縄産水産物の生産者、流通業者及び加工業者、若しくはそれらの団体が行う沖縄産水産物の目詰まり解消の個々の取組に対して助成する。
- ◆事業の対象：沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者
- ◆助成率：定率（1／2以内）

(8) 漁業経営安定対策事業

a. 施設整備等利子助成事業

- ◆内 容：日台漁業取決めの影響を受ける漁業者等が借り入れる資金に対し利子助成する。
- ◆事業の対象：沖縄漁業基金事業交付規則（平成26年2月21日施行）第68条に該当する漁業者及び漁業協同組合
- ◆助成率：定額・定率（運転資金1／2以内）

b. 特別保証対策事業

- ◆内 容：日台漁業取決めの影響を受ける漁業者に対する債務保証について、将来生じ得る求償権回収金減少の見合い額に対する助成する。
- ◆事業の対象：全国漁業信用基金協会沖縄支所・独立行政法人農林漁業信用基金
- ◆助成率：定額

(9) 漁業共済掛金助成事業

- ◆内 容：外国漁船の影響を受ける漁業者に対し、外国漁船の操業や航行に係る情報を収集する取組に対して漁業共済掛金の一部を助成する。
- ◆事業の対象：沖縄漁業基金事業交付規則（平成26年2月21日施行）第88条に該当する者
- ◆助成率：定率（国庫補助額を除く各区分に応じた助成率）

(10) 再編整備等推進支援事業

a. 再編整備支援事業

b. 魚種転換等支援事業

- ◆内 容：日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために行う減船及び業種の転換等の取組に対して助成する。
- ◆事 業 の 対 象：沖縄漁業基金事業交付規則（平成 26 年 2 月 21 日施行）第 98 条に該当する漁業及び漁業者
- ◆事 業 実 施 機 関：沖縄漁業基金事業交付規則（平成 26 年 2 月 21 日施行）第 99 条に該当する漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人等
- ◆助 成 率：定率
 - 再編整備支援事業（大臣許可漁業 2／3 以内、知事許可漁業 1／2 以内）
 - 魚種転換等支援事業（1／2 以内）

III. 漁業環境整備の推進

(11) 海岸清掃等活動支援事業

- ◆内 容：漁業生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対して助成する。
- ◆事 業 の 対 象：沖縄漁業基金事業交付規則（平成 26 年 2 月 21 日施行）第 113 条に該当する活動組織
- ◆助 成 率：定額